

5月29日(火)

2018年(平成30年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1  
〒100-8051 電話(03)3212-0321  
毎日新聞東京本社

# 障害年金1000人打ち切りか

## 審査集約 戸惑う受給者

日本年金機構が障害基礎年金の受給者約1000人余りに対し、障害の程度が軽いと判断して支給打ち切りを検討していることが判明した。対象者には、特例的に1年間の受け取り継続を認めつつ、今年度中に改めて支給の可否を審査するとの通知が届いている。都道府県単位だった審査手続きが全国で一元化された影響とみられるが、受給者の中には「症状は改善していないのに困る」と戸惑いが広がっている。

障害基礎年金は、20歳前から難病を抱える人や、国年金加入者が障害を負った場合に、年80万円程度を支払われる。機構や関係者によると、通知を受け取ったのは1010人で、いずれも20歳前からの場合などに、年80万円程度を支払われる。障害がある成人という。1010人は2017年、症状に感じ数年おきに必要な更新時期を迎え、医

(28面に関連記事)



障害基礎年金 20歳前や国民年金の加入時などに病気やけがで障害を負った人に支給される年金。障害の程度によって1、2級に区分される。年間支給額は1級が約97万円、2級が約78万円。子どもがいれば人数に応じた加算がある。受給者は2017年3月末時点で約184万人。初診時に会社勤めなどで厚生年金に入っていた人には、等級区分が異なる「障害厚生年金」が支給される。

師の診断書を提出した。機構は同年12月〜今年1月、「障害基礎年金を受給できない障害の程度にあると判断できなかった」との審査結果を通知。ただし17年度は支給を続け、18年度に改めて審査した上で「診断書の内容が同様なら支給停止になることもある」と示した。1000人規模の支給打ち切りが過去にあったかどうか、機構は「データがな

い」と明らかにしていないが、経過措置を設ける通知を出したのは初めてという。厚生労働省幹部は「影響の大きさを考慮した激変緩和の意味もある。審査をし直した結果、継続が認められる可能性もある」と話す。

背景にあるのは審査手続

【原田啓之

きの変更だ。以前は都道府県ごとにあった機構の事務センターが認定業務を担い、それぞれ地域の医師診断書をもとに審査していた。しかし、不認定の割合に地域差があると問題視され、機構は17年4月に認定業務を東京の障害年金センターに集約。審査する医も変わった結果、不認定割合が増えたという。機構の担当者は「審査業務の変更という特別な事を考慮し、今回の診断書で障害の程度を判断するのは適切でないと考えた対応は妥当だ」と説明する。